



所得税および復興特別所得税、消費税(個人)、贈与税の申告の相談・受け付け

Table with columns: 会場 (Venue), 開設日時 (Opening Hours). Includes 伊丹税務署 and SRビル伊丹 (1階).

確定申告会場が変わります

市・県民税、所得税など

早めの申告を

令和4年度の市・県民税、令和3年分所得税などの申告を開始します。今年から市・県民税の出張受け付けを中止し、所得税などの確定申告会場が変わります。早めの申告をお願いします。

市・県民税

令和4年度市・県民税の申告を市役所2階の市民税課窓口や郵送で受け付けています。早めの手続を。

市・県民税の出張受け付けを中止

例年、1月下旬〜2月上旬にかけて市・県民税の出張受け付け

市・県民税

令和4年度市・県民税の申告を市役所2階の市民税課窓口や郵送で受け付けています。早めの手続を。

市・県民税の出張受け付けを中止

例年、1月下旬〜2月上旬にかけて市・県民税の出張受け付け

市・県民税

令和4年度市・県民税の申告を市役所2階の市民税課窓口や郵送で受け付けています。早めの手続を。

市・県民税の出張受け付けを中止

例年、1月下旬〜2月上旬にかけて市・県民税の出張受け付け

の受け付け、申告書作成依頼書の記入と添付資料の預かりのみの対応になります。

確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり

確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。

所得税など

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税個人事業者、贈与税の申告の相談・受け付けを上表の通り実施します。

相談・受け付けは早めに終了する場合があります。また、会場専用の駐車場と駐輪場はないため、公共交通機関を利用してください。

確定申告は正しくお早めに

令和3年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は2月16日〜3月15日、令和3年1月1日〜12月31日の課税期間における消費税および地方消費税の確定申告期間は1月4日〜3月31日、令和3年分の贈与税の申告期間は2月1日〜3月15日となっております。

咳・発熱などの症状がある人や体調が優れない人は、税務署や申告相談会場への来場を控えてください。また、申告相談会場の入場には整理券・当日配付かLINEを通じたオンライン事前発行(下記2次元コードから登録)が必要となります。配付状況については、後日の来場となる場合もあります。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成することができます。

マイナンバーカードとスマートフォンを連携して「ID連携」を取得している人は、スマートフォンなどからe-Taxで申告することができます。

確定申告書は、パソコンやスマートフォンなどを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(下記2次元コードから読み取り可)から作成

他の申請も忘れずに

1月31日までに償却資産の申告 市内に事業用の償却資産を所有している人は、個人・法人を問わず、毎年1月1日現在の償却資産の内容を市に申告しなければなりません。

申告の内容は、償却資産の所在地、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数などで、令和3年中に資産の増減がない場合でも申告が必要です。また、新たに申告する場合は、全資産を申告していることとなります。

期限は1月31日まで。申告書は市役所2階の資産税課で配布します。

就学援助などの申請

所得がない人も申告を 小・中学校就学援助や特別支援教育就学奨励費の申請・認定には、同一世帯内(乳幼児・小・中学生を除く)で所得がない人も収入の申告をすることがありますので、忘れずに申告してください。

町市教委事務局 ☎784・8086

成し、印刷して郵送などで提出することもできます。

確定申告に関する相談は、確定申告コールセンター「0」番へ

大阪国税局は、1月4日〜3月15日、所得税、消費税および贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告コールセンター」を開設しています。

最寄りの税務署(同署へ電話し、音声案内で「0」を選択)へ問い合わせ。

新春お年玉企画 答えを発表

本紙1月18日号4面「新春お年玉企画クロスワードパズル」の答えは、

カ-ポ- ニュ-トラル

必要となる人には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合は、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により「寝たきり状態にある」▽尿失禁発生の可能性があることが確認できた場合に限り「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」を発行します。市役所1階の介護保険課で申請を。

町市介護保険課 ☎784・8037

18歳以上の国民健康保険加入者は申告を

国民健康保険加入者(世帯主や加入世帯員)については、国民健康保険料の正確な算出のため、前年の収入がない場合でも、申告が必要です。

町市健康保険課 ☎784・8099

おむつ費用の医療費控除 確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が

町市国保年金課 ☎784・8040